

令和元年度南大隅町議会定例会 5月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和元年 5月 7日 午前10時01分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (9番)持留 秋男 君 (10番)大久保 孝司 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)濱川 和弘 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	里中 義郎 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	上之園 健三 君
総務課長	相羽 康德 君	建設課長	下園 敬二 君
支所長	新保 哲郎 君	町民保健課長	川元 俊朗 君
会計管理者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
企画課長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
観光課長	黒木 秀 君	総務課主幹	山里 真奈美 君
介護福祉課長	下園 ひとみ 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 令和元年 5月 7日 午前11時00分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定の件

日程第 3 諸般の報告

(議案上程、報告、質疑)

日程第 4 報告第 1 号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 6 報告第 3 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 12 号) の専決処分について

日程第 7 報告第 4 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について

日程第 8 報告第 5 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分について

日程第 9 報告第 6 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算 (第 5 号) の専決処分について

日程第 10 報告第 7 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第 7 号) の専決処分について

日程第 11 常任委員の選任

日程第 12 議会運営委員の選任について

追加日程第 1 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第 2 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから令和元年度南大隅町議会定例会 5 月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、持留秋男君及び大久保孝司君を指名します。

▼ 日程第 2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 審議期間の決定の件を議題とします。
5 月会議の審議期間は、本日のみの 1 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって 5 月会議の審議期間は、本日のみの 1 日間に決定しました。

▼ 日程第 3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第 3 諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、陳情書の写しのとおり、お手元に配付いたしました。

- ▼ 日程第 4 報告第 1 号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第 5 報告第 2 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第 6 報告第 3 号 平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について

- ▼ 日程第 7 報告第 4 号 平成 30 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 8 報告第 5 号 平成 30 年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 9 報告第 6 号 平成 30 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 10 報告第 7 号 平成 30 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 7 号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第 4 報告第 1 号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第 10 報告第 7 号 平成 30 年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 7 号）の専決処分についてまで、以上 7 件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

ただいま一括報告となりました、報告第 1 号から報告第 7 号までの 7 件についてご報告申し上げます。

報告第 1 号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令等が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日等から施行されることに伴い、町民税・固定資産税及び軽自動車税に係る規定について、所要の改正を行い、去る 3 月 29 日に専決処分したものであります。

次に、報告第 2 号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、保険税の基礎課税額及び所得基準額の規定について所要の改正を行い、去る 3 月 29 日専決処分したものであります。

次に、報告第 3 号は、平成 30 年度南大隅町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分についてであります。

本件は、平成 30 年度の地方交付税、国県支出金、町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 千 7 百 42 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 6 千 4 百 72 万 3 千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、精算見込みによる調整とふるさとおこし基金等への積立てを行い、歳入予算では、特定財源の調整及び地方交付税等を計上いたしました。

また「第2表 地方債補正」では、合併特例事業、過疎地域自立促進特別事業等の借入限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第4号は、平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千2百22万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8千6百83万7千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出において、保険給付費等の決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、県支出金及び繰入金の調整を行ったところであります。

次に、報告第5号は、平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7百40万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4千71万9千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、事業費確定による減額及びそれに伴う繰入金及び町債の調整であります。

また「第2表 地方債補正」では、簡易水道事業の限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第6号は、平成30年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千41万4千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、不用額の減額と、それに伴う県支出金、繰入金等の調整であります。

次に、報告第7号は、平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5千8百12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1千6百52万7千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算において、保険給付費、地域支援事業費を減額し、歳入予算においては、支払基金交付金、国県支出金等を減額調整したものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第7号について質疑はありますか。

10番（大久保孝司君）

一般会計の部分ですけれども、30年度基金の取崩し、そして積立てが行われたわけですが、今回7つでしたか、7つの基金の方に積立てをされている。

最終的に見ますと、ちょっと積立ても、相当出ているだろうなというふうに感じております。ですから、今の現時点で30年度の取り崩し額、総額ですね、一般会計に関する部分だけです。それと積立額を示されますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

総務課長（相羽康德君）

今回の専決処分まで含めまして、平成 30 年度中におきます取崩し額、総体で 3 億 5 千 4 百 45 万円。積立額 1 億 9 千 5 百 80 万 1 千円でございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
暫時休憩します。

10 : 12
～
10 : 13

（ 執行部退席 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

▼ 日程第 11 常任委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第 11 常任委員の選任を行います。

南大隅町議会委員会条例第 3 条及び第 4 条の規定によって、平成 31 年 4 月 26 日をもって常任委員の任期は満了しておりますので、新たに常任委員を選任します。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定及び議会運営に関する申し合わせによって、議長が会議に諮って指名することになっています。

よって、議長として地域性、定数関係ともならみあわせて調整し、まず総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の構成を決定し、その後、広報広聴常任委員会を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と言うものあり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
暫時休憩します。

10 : 14
～
10 : 15

（ 総務民生・教育産業両常任委員会 構成表配布 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。

総務民生・教育産業、両常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって総務民生・教育産業、両常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいない時は、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

場所を総務民生常任委員会は、第1委員会室、教育産業常任委員会は全員協議会室と定め、直ちに招集します。

なお、委員会条例第10条は第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10 : 16
～
10 : 34

（ 総務民生・教育産業 両常任委員会正副委員長互選 ）

（ 広報広聴常任委員会構成表配布 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

総務民生常任委員会委員長に、浪瀬敦郎君。副委員長に、後藤道子さん。

教育産業常任委員会委員長に、持留秋男君。副委員長に、大久保孝司君。

以上のとおりであります。

次に、広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって広報広聴常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいない時は、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

直ちに広報広聴常任委員会を全員協議会室に招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10 : 35	(広報広聴常任委員会 正副委員長互選)
~	
10 : 42	(議会運営委員会 構成表 配布)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に、木佐貫徳和君。副委員長に、津崎淳子さん。

以上のとおりであります。

▼ 日程第12 議会運営委員の選任

議長（大村明雄君）

日程第12 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によってお手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を全員協議会室と定め、直ちに議会運営委員会を招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

暫時休憩します。

10 : 43
～
10 : 50

（ 議会運営委員会 正副委員長互選 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に、大久保孝司君。副委員長に、浪瀬敦郎君。

以上のとおりであります。

暫時休憩します。

10 : 51
～
10 : 52

（ 一部事務組合議員選任協議 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

大隅肝属広域事務組合議会議員の浪瀬敦郎君から、大隅肝属広域事務組合議会議員の辞職願が提出されたことにより、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

10:52
～
10:54

(追加日程第1 配付)

▼ 追加日程第1 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を始めます。

追加日程第1 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組合同規約第6条第4項の規定によって、議員に欠員を生じた時は、当該市町の議会は直ちにその補欠選挙を行うことになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、松元勇治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松元勇治君を大隅肝属広域事務組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名した松元勇治君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました松元勇治君が議場におられま

す。

会議規則第 29 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

松元勇治君 当選承諾及びあいさつをお願いします。

[議員 松元 勇治 君 登壇]

2 番（松元勇治君）

議員各位賛同の元、大隅肝属広域事務組合議会議員を承諾することになりました。

よろしくをお願いします。

微力ながら町民の負託を受け、誠心誠意頑張りますので、よろしくをお願いします。

議長（大村明雄君）

お諮りします。

大隅肝属地区消防組合議会議員の木佐貫徳和君から、大隅肝属地区消防組合議会議員の辞職願いが提出されたことにより、大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として選挙を行うことに決定します。

暫時休憩します。

10 : 57
～
10 : 58

（ 追加日程第 2 配付 ）

▼ 追加日程第 2 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 2 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組合同規約第 5 条第 3 項の規定によって、議員に欠員を生じた時は、当該市町の議会において、その都度補欠選挙を行うことになっております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に水谷俊一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました水谷俊一君を、大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました水谷俊一君が、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました水谷俊一君が、議場におられます。

会議規則第 29 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

水谷俊一君 当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

[議員 水谷 俊一 君 登壇]

6 番（水谷俊一君）

ただいま各位の賛同の元、大隅肝属地区消防組合議会議員の大役を引き受けることになりました。

誠に微力ではございますが、町民の負託に応えるべく、誠心誠意頑張りたいというふうに思います。

各位のご協力をお願いしまして、承諾の挨拶といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和元年度 南大隅町議会定例会 5月会議を散会します。

散 会 : 令和元年 5月 7日 午前 11時00分